

独立行政法人水産総合研究センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成22年度の総合評価がA評価であったことを踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長
理事
監事

賞与の支給月額を0.1月分減額する改定を行った。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	千円 15,190	千円 10,056	千円 3,806	千円 1,206 120	(地域手当) (通勤手当)		※
A理事	千円 14,123	千円 9,360	千円 3,543	千円 1,123 97	(地域手当) (通勤手当)	3月31日	※
B理事	千円 5,276	千円 3,153	千円 1,688	千円 399 34	(地域手当) (通勤手当)	8月1日	◇
C理事	千円 7,546	千円 4,680	千円 1,949	千円 842 74	(地域手当) (通勤手当)	10月1日	◇
D理事	千円 14,565	千円 9,360	千円 3,543	千円 1,123 538	(地域手当) (通勤手当)		※
E理事	千円 14,251	千円 9,360	千円 3,553	千円 1,154 183	(地域手当) (通勤手当)	3月31日	◇
F理事	千円 14,215	千円 9,360	千円 3,543	千円 1,123 189	(地域手当) (通勤手当)		◇
A監事	千円 12,096	千円 7,824	千円 2,961	千円 938 371	(地域手当) (通勤手当)		◇
B監事	千円 10,727	千円 7,068	千円 2,675	千円 848 135	(地域手当) (通勤手当)		

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:千円未満切り捨ての関係から、平成23年度年間報酬等の総額と各内訳の合計額が一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
理事長						該当者なし	
理事	7,020	6	0	H24.3.31	—	農林水産省独立行政法人評価委員会による平成22年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績勘案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。	※
監事						該当者なし	

注1:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第3期中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、各業務部門間での人事の交流を含む適切な職員の配置により、業務運営の効率的、効果的な推進を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び基本方針その他の事情を考慮し決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給・昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあつては、顕著な研究業績を上げたと認められる場合等には特別な昇給を実施することが出来る。
賞与: 勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあつては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずることにより勤勉手当を支給。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

特になし。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	798人	44.7歳	7,343千円	5,591千円	97千円	1,752千円
事務・技術	233人	42.3歳	6,070千円	4,599千円	113千円	1,471千円
研究職種	452人	47.2歳	8,294千円	6,334千円	111千円	1,960千円
船舶職員(一)	37人	46.6歳	7,876千円	5,950千円	21千円	1,926千円
船舶職員(二)	76人	36.1歳	5,337千円	4,039千円	5千円	1,298千円

注: 代表的職種以外の職種の説明

船舶職員(一): 一般職の職員の給与に関する法律別表第5イ 海事職(一)に相当する職種であり、調査船に乗り組む士官で、調査船運航業務及び乗船調査員の調査補助業務等を行う。

船舶職員(二): 一般職の職員の給与に関する法律別表第5ロ 海事職(二)に相当する職種であり、調査船に乗り組む部員で、調査船運航業務及び乗船調査員の調査補助業務等を行う。

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	-	-	-	-	-

注: 在外職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	34.5	5,697	4,555	83	1,142
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	34.5	5,697	4,555	83	1,142

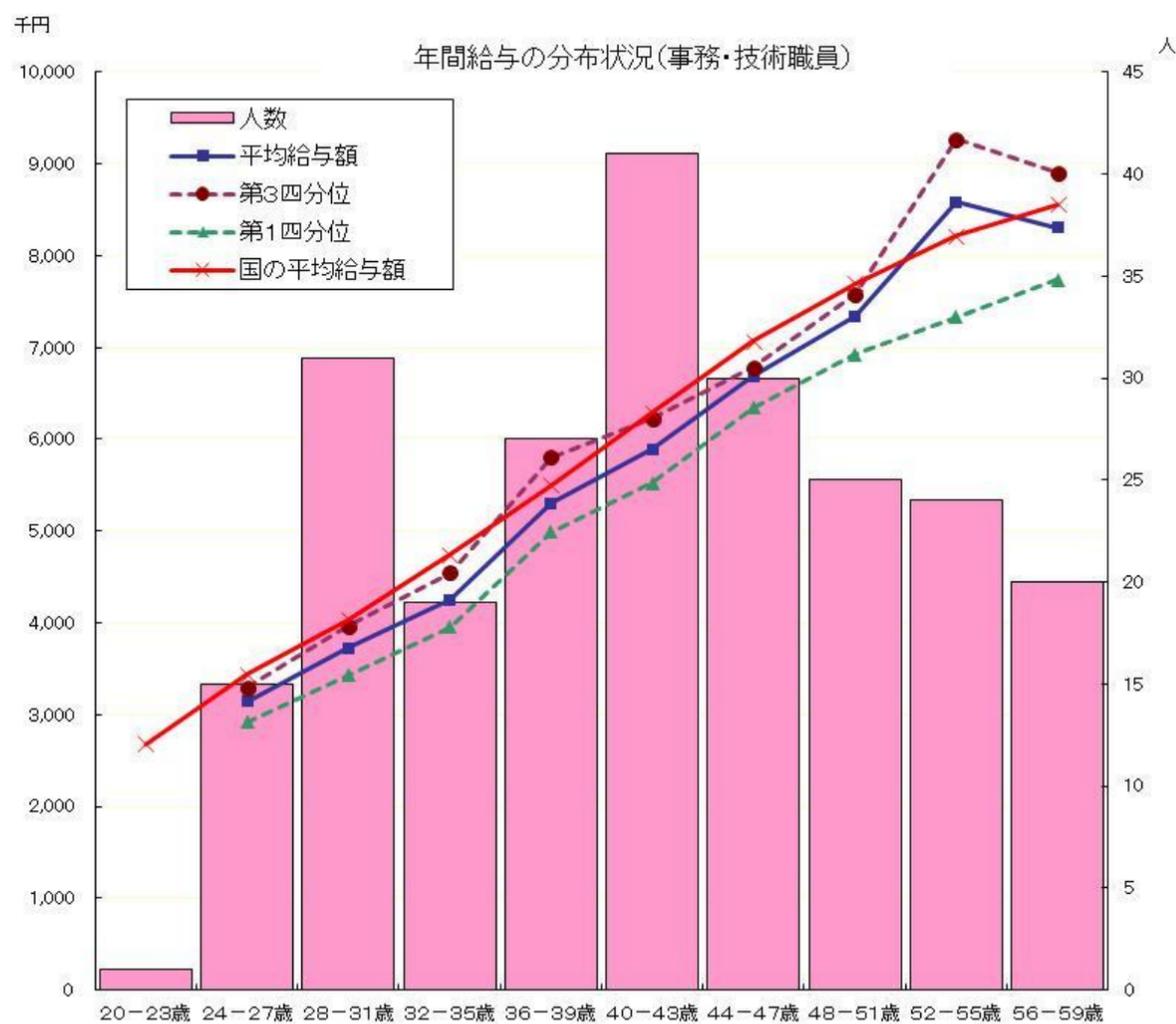
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	151	42.5	2,857	2,857	101	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	106	45.8	2,668	2,668	117	0
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	45	34.9	3,304	3,304	62	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 区分中における、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「教育職種(高等専門学校教員)」の各職種については、該当がないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/研究職員〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)



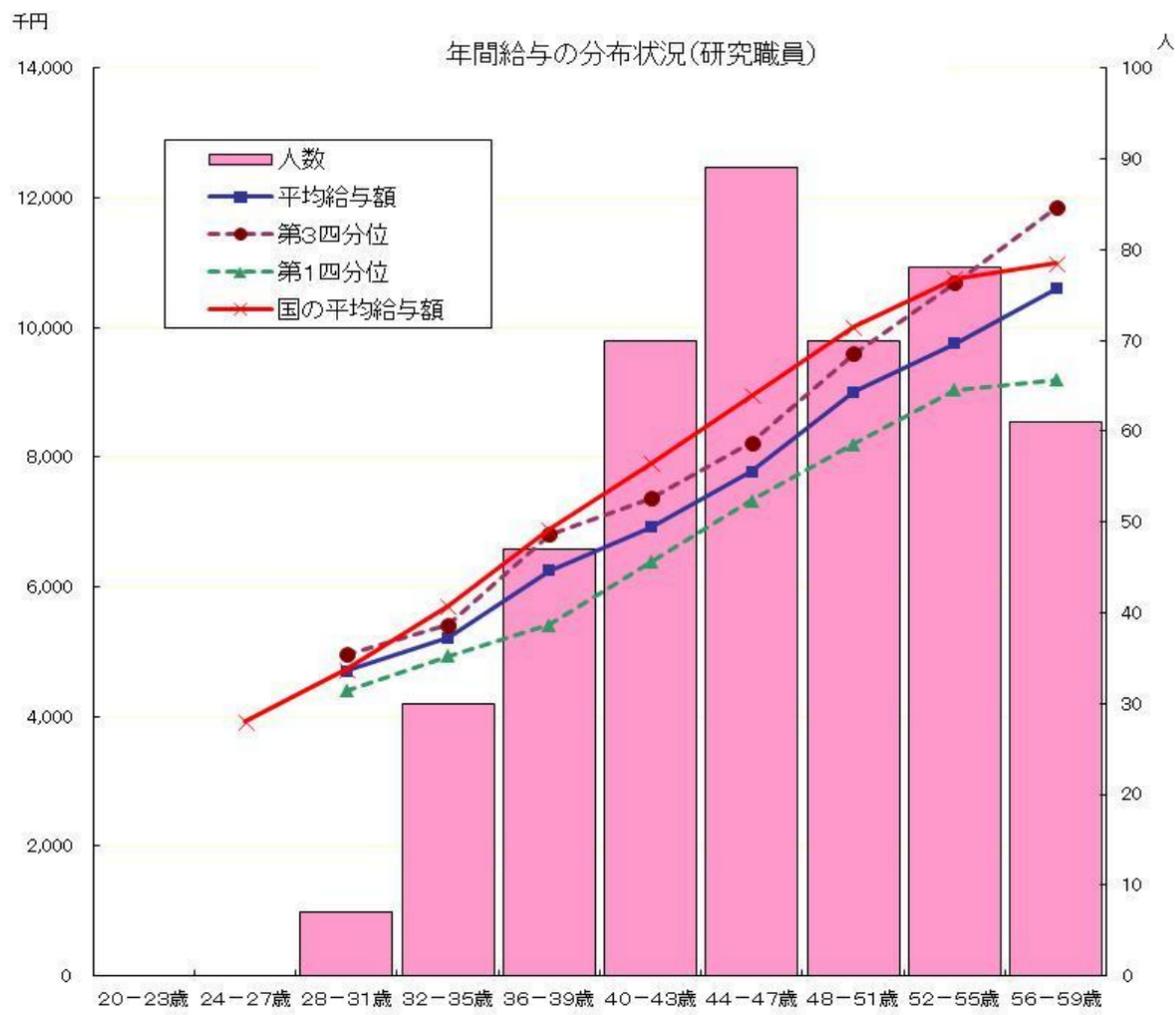
注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢20～23の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1及び第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	4	55.8	-	10,552	-
本部課長	8	53.3	8,780	9,131	9,312
本部課長補佐	3	50.5	-	7,563	-
本部係長	30	42.3	5,724	6,139	6,651
本部係員	15	29.7	3,298	3,452	3,673

注1: 本部部長及び本部課長補佐については、該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1及び第3四分位については表示していない。



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	23	50.9	8,800	9,305	9,657
主任研究員	192	45.0	7,125	7,650	8,072
地方研究員	77	37.9	5,153	5,468	5,745

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐
人員 (割合)	233 人	16 人 (6.9%)	41 人 (17.6%)	79 人 (33.9%)	53 人 (22.7%)	14 人 (6.0%)
年齢(最高～最低)		30 ～ 23 歳	40 ～ 27 歳	59 ～ 31 歳	59 ～ 40 歳	59 ～ 47 歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,832 ～ 1,897 千円	3,670 ～ 2,287 千円	5,239 ～ 2,952 千円	6,531 ～ 4,342 千円	6,537 ～ 5,285 千円
年間給与額(最高～最低)		3,669 ～ 2,498 千円	4,728 ～ 3,017 千円	6,712 ～ 3,904 千円	8,390 ～ 5,866 千円	8,449 ～ 7,203 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長	所長	所長
人員 (割合)		23 人 (9.9%)	4 人 (1.7%)	3 人 (1.3%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		59 ～ 46 歳	58 ～ 53 歳	55 ～ 52 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与年額(最高～最低)		7,816 ～ 5,531 千円	7,619 ～ 6,462 千円	8,553 ～ 8,155 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額(最高～最低)		10,097 ～ 7,479 千円	10,316 ～ 8,720 千円	11,586 ～ 10,978 千円	～ 千円	～ 千円

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	研究課長	研究部長	所長
人員 (割合)	452 人	0 人 (0.0%)	81 人 (17.9%)	163 人 (36.1%)	135 人 (29.9%)	73 人 (16.2%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		～ 歳	47 ～ 28 歳	58 ～ 35 歳	59 ～ 43 歳	59 ～ 49 歳	～ 歳
所定内給与年額(最高～最低)		～ 千円	5,011 ～ 3,316 千円	6,757 ～ 4,623 千円	8,861 ～ 5,559 千円	9,647 ～ 7,168 千円	～ 千円
年間給与額(最高～最低)		～ 千円	6,487 ～ 4,396 千円	8,659 ～ 6,114 千円	11,384 ～ 7,311 千円	13,065 ～ 9,748 千円	～ 千円

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.9	% 60.8	% 58.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.1	% 39.2	% 41.6
	最高～最低	% 48.7～38.7	% 45.3～31.4	% 45.0～35.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.5	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 32.5	% 34.1
	最高～最低	% 43.5～31.3	% 36.9～28.9	% 37.9～30.0

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.4	% 57.5	% 56.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.6	% 42.5	% 44.0
	最高～最低	% 52.3～33.2	% 49.5～32.9	% 48.6～38.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 65.9	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 34.1	% 34.4
	最高～最低	% 43.5～31.9	% 43.1～29.9	% 40.1～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.8

対他法人(事務・技術職員)

90.9

対国家公務員(研究職)

90.5

対他法人(研究職員)

90.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	95.8	
	参考		地域勘案 101.7 学歴勘案 97.8 地域・学歴勘案 101.9
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.1 % (国からの財政支出額 19,060,731千円、支出予算の総額 27,182,925千円:平成23年度 予算)		
	【検証結果】 国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。 なお、地域勘案及び地域・学歴勘案で100を超えている要員としては、異動による地域手 当の異動保障を受給している職員が多いことであると推察される。 平成24年度の対国家公務員指数は平成23年度の指数と同程度とし、国家公務員の給与 水準に準拠したものとする。		
講ずる措置	【累積欠損額について】 なし		
	【検証結果】 該当なし		

・主務大臣の検証結果
 国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

○研究職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	90.5	
	参考		地域勘案 102.1 学歴勘案 89.9 地域・学歴勘案 99.1
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.1 % (国からの財政支出額 19,060,731千円、支出予算の総額 27,182,925千円:平成23年度予 算)		
	【検証結果】 国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。 なお、地域勘案で100を超えている要員としては、異動による地域手当の異動保障を受給 している職員が多いことであると推察される。 平成24年度の対国家公務員指数は平成23年度の指数と同程度とし、国家公務員の給与 水準に準拠したものとする。		
講ずる措置	【累積欠損額について】 なし		
	【検証結果】 該当なし		

・主務大臣の検証結果
 国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23年 度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,257,169	千円 7,269,258	千円 (%) △ 12,089 (△ 0.2%)	千円 (%) - -
退職手当支給額 (B)	千円 837,602	千円 469,920	千円 (%) 367,682 (78.2%)	千円 (%) - -
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,248,472	千円 1,303,872	千円 (%) △ 55,400 (△ 4.2%)	千円 (%) - -
福利厚生費 (D)	千円 1,161,641	千円 1,151,836	千円 (%) 9,805 (0.9%)	千円 (%) - -
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,504,885	千円 10,194,888	千円 (%) 309,997 (3.0%)	千円 (%) - -

注:千円未満切り捨ての関係から、最広義人件費の額と各区分の合計額が一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

・当年度(平成23年度)の「給与、報酬等支給総額」は、7,257,169千円であり、前年度(平成22年度)に対して0.2%の減額となった。要因としては退職者の不補充等による職員数の減によるものである。

また、当年度の「最広義人件費」については、10,504,885千円であり、前年度に対して3.0%の増額となった。これは、給与、報酬等支給総額及び非常勤役職員等給与は減少したものの、退職者の増加による退職手当支給額及び福利厚生費が増加したことが要因となっている。

・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)による人件費削減の取組の状況

①主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえると、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

なお、以下の常勤の職員に係る人員及び人件費は、削減対象から除くこととする。

①競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

②任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

②中期計画において設定した削減目標

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年において、平成17年度と比較して、センター全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

なお、以下の常勤の職員に係る人員及び人件費は、削減対象から除くこととする。

①競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

②任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

平成23年度は、人件費削減率が△6.2%となり、目標を達成した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	7,667,558	7,643,305	7,705,019	7,447,094	7,113,948	7,026,895	6,929,260
人件費削減率 (%)		△ 0.3	0.5	△ 2.9	△ 7.2	△ 8.4	△ 9.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 0.3	△ 0.2	△ 3.6	△ 5.5	△ 5.2	△ 6.2

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏ま

えた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2: 競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲内から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3: 平成17年度を基準とした、平成18年度から平成22年度までの5年間で5%削減した額(7,284,180千円)に、平成22年度末の削減対象人件費の範囲から除かれていた戦略重点従事者に係る額(327,909千円)を加えた額から、1%削減した額(7,535,968千円)に対し、平成23年度の給与、報酬等の支給総額(6,929,260千円)は、8.1%の削減となっている。

注4: 注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)7,729,554千円、平成18年度7,728,857千円、平成19年度7,813,435千円、平成20年度7,565,401千円、平成21年度7,305,237千円、平成22年度7,269,258千円であった。

・主務大臣の検証結果

平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、6.2%の削減となっており、適正に取り組んでいる。

IV 法人が必要と認める事項

平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)を参考に以下のとおり規程改正を行った。

・役員の報酬

①俸給月額引き下げ

平成24年4月分給与から、俸給月額を平均0.51%引き下げ。平成23年4月から平成24年3月までの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整。

②給与減額支給措置

平成24年4月から平成26年3月まで役員の報酬を9.77%減額。

・職員の給与

①俸給月額引き下げ

平成24年5月分給与から、俸給月額を平均0.23%引き下げ。平成24年4月の較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整。

②給与減額支給措置

平成24年5月から平成26年3月まで、下記の措置を実施。

- ・職員の俸給月額を職務の級に応じて9.77%、7.77%又は4.77%減額。
- ・俸給の特別調整額(いわゆる管理職手当)を10%減額。
- ・地域手当及び広域異動手当を減額(俸給月額及び俸給の特別調整額の支給減額率に連動)。
- ・期末手当及び勤勉手当を9.77%減額。